

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(川越税務署長)
平成21年12月18日棄却・控訴

判 決

原告	甲
法定代理人成年後見人	乙
被告	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	川越税務署長
	東野 登代次
指定代理人	荒井 秀太郎
	嶺山 登
	宮崎 浩彰
	中坪 敬治
	山崎 康裕
	太田 智法

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 川越税務署長が平成19年2月16日付けでした原告の同15年分以後の所得税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- 2 川越税務署長が平成19年2月16日付けで原告に対してした同15年分から同17年分までの所得税の各更正処分のうち、同15年分については総所得金額142万9055円を超える部分、同16年分については総所得金額23万6248円、分離課税長期譲渡所得119万5625円及び還付金の額に相当する税額15万8260円を超える部分、同17年分については総所得金額30万8669円及び還付金の額に相当する税額15万8260円を超える部分並びに上記各年分の所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 川越税務署長が平成19年2月16日付けで原告に対してした同15年1月1日から同年12月31日までの課税期間、同16年1月1日から同年12月31日までの課税期間及び同17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに上記各課税期間の消費税及び地方消費税に係る無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、川越税務署長から、平成19年2月16日付けで同15年分以後の所得税に係る青色申告の承認の取消処分、同年分から同17年分まで（以下「本件各係争年分」という。）の所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分並びに同15年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成15年課税期間」という。）、同16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成16年課税期間」という。）及び同17年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成17年課税期間」といい、平成15年課税期間及び平成16年課税期間と併せて、「本件各係争課税期間」という。）に係る消費税及び地方消費税（以下、両者を併せて「消費税等」という。）の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分を受けたところ、上記各処分は、いずれも違法であるとして、これらの取消しを求めている事案である。

1 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりであり、当事者間に争いのある事実は、各末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨により認定した。

(1) 当事者等

ア 原告は、不動産貸付業等を営んでいる者である。平成21年3月14日、原告について後見開始の裁判が確定し、原告の長男である乙（以下「乙」という。）が成年後見人に選任された。

イ 有限会社Aは、本店所在地を原告の肩書住所地と同一とし、不動産貸付業を主たる目的として昭和57年6月5日に設立された会社である。同社は、原告及び乙が発行済株式の総数を有する法人税法2条10号に規定する同族会社であり、原告が代表取締役、乙が取締役となっている。（乙8、19）

(2) 原告の所得税及び消費税等に係る申告等

ア 原告は、昭和56年3月3日、川越税務署長に対し、同年分以後の所得税の申告を青色申告によりたい旨の所得税の青色申告承認申請書を提出し、青色申告の承認を受けた。（乙1）

イ 原告は、本件各係争年分に係る所得税について、青色申告による計算に基づき、別表1「課税の経緯（所得税）」の各「確定申告」欄記載のとおり、確定申告書をそれぞれ提出したが、本件各係争課税期間に係る消費税等については申告しなかった。（乙2から7）

(3) 青色申告承認取消処分並びに所得税及び消費税等に係る処分

ア 川越税務署長は、原告に対し、平成19年2月16日付けで、同15年分以後の所得税の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）をした。（乙9）

イ 川越税務署長は、原告に対し、平成19年2月16日付けで、本件各係争年分に係る所得税について、別表1「課税の経緯（所得税）」の各「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、各更正処分（以下「本件所得税更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件所得税賦課決定処分」という。）をした。（乙10から12）

ウ 川越税務署長は、原告に対し、平成19年2月16日付けで、本件各係争課税期間の消費税等について、別表1「課税の経緯（消費税等）」の各「決定処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、各決定処分（以下「本件消費税等決定処分」という。）及び無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件消費税等賦課決定処分」といい、本件青色申告承認取消処分、上記イの所得税に係る各処分及び上記消費税等に係る各処分を併せて「本件課税処分」という。）をした。（乙13から15）

(4) 原告の不服申立ての経緯

ア 原告は、本件課税処分を不服として、平成19年4月17日付けで、川越税務署長に対して異議申立てを行ったが、同年7月9日付けで、同申立てを棄却する決定がされた。(乙16の1から3まで、17)

イ 原告は、上記アの決定を不服として、平成19年8月6日付けで国税不服審判所長に対して審査請求を行ったが、同20年7月30日付けで同審査請求を棄却する旨の裁決がされた。(乙18の1及び2、19)

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成21年1月30日、本件訴えを提起した。

(6) 被告の主張する本件課税処分の根拠及び計算方法

ア 本件所得税更正処分の根拠

(ア) 平成15年分

原告の不動産所得に係る総収入金額を原告が所有し、又は共有する別紙物件目録記載の各物件(以下「本件各賃貸物件」という。)の賃貸借に係る賃貸料収入(原告が共有するA貸家については、原告の共有持分に係る部分。以下、併せて「本件賃貸料収入」という。)の平成15年分である8983万4131円と認め(乙29)、同金額に後記(エ)の基準で選定した原告の同業者(以下「比準同業者」という。)の総収入金額に占める所得金額の割合の平均値(以下「平均所得率」という。)である32.11%を乗じた2884万5739円を不動産所得の金額とし、これに原告の給与所得35万円を加えた2919万5739円から所得控除合計額230万6890円を控除して総所得金額2688万8000円(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)とした。そして、上記総所得金額に所定税率を乗じた745万8560円から定率減税額25万円を控除して納付すべき税額を720万8500円(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)と算出した。

(イ) 平成16年分

原告の不動産所得に係る総収入金額を本件賃貸料収入の平成16年分である8606万7134円と認め(乙30)、同金額に比準同業者の平均所得率である31.90%を乗じた2745万5415円を不動産所得の金額とし、これに原告の事業所得の金額36万円及び雑所得の金額133万0287円を加えた2914万5702円から所得控除合計額145万2000円を控除して総所得金額を2769万3000円(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)とした。また、原告の分離長期譲渡所得の金額を119万5000円(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)と認め、上記総所得金額及び分離長期譲渡所得の金額に所定税率を乗ずるなどした793万5660円から源泉徴収税額15万8260円及び定率減税額25万円を控除して納付すべき税額を752万7400円(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)と算出した。

(ウ) 平成17年分

原告の不動産所得に係る総収入金額を本件賃貸料収入の平成17年分である8017万2000円と認め(乙31)、同金額に比準同業者の平均所得率である31.33%を乗じた2511万7887円を不動産所得の金額とし、これに原告の事業所得の金額22

万6580円及び雑所得の金額157万3048円を加えた2691万7515円から所得控除合計額99万5200円を控除して総所得金額を2592万2000円（国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）とした。そして、上記総所得金額の金額に所定税率を乗じた710万1140円から源泉徴収税額15万8260円及び定率減税額25万円を控除して納付すべき税額を669万2800円（国税通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）と算出した。

(エ) 比準同業者の抽出方法等

比準同業者の抽出方法については、川越税務署長が、関東信越国税局長から、埼玉県富士見市内の個人で、本件各係争年分について、次のaからdまでのいずれの条件にも該当する者全部の報告を求める旨の指示を受け（以下、この抽出条件を「本件抽出条件」という。）、機械的に本件抽出条件に該当する者をすべて抽出した。そして、別表2から4までのとおり報告した結果に基づき、本件各係争年分ごとに抽出された比準同業者の平均所得率を求めた。（乙34、35の1から3）

- a その年分の暦年を通じて、不動産貸付業のうち建物貸付業を継続して営んでいる者であること。
- b 所得税の申告において青色申告の承認を受けており、青色申告決算書を提出している者であること。
- c 年間の収入の金額が、次の範囲内にある者であること。
 - (a) 平成15年分 4491万7065円以上1億7966万8262円以下
 - (b) 平成16年分 4303万3567円以上1億7213万4268円以下
 - (c) 平成17年分 4008万6000円以上1億6034万4000円以下
- d 次の(a)及び(b)のいずれにも該当しない者であること。
 - (a) 災害等により、経営状態が異常であると認められる者
 - (b) 税務署長からの更正又は決定処分がされている者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ① 当該処分について国税通則法又は行政事件訴訟法の規定による不服申立期間又は出訴期間の経過していないもの
 - ② 当該処分に対して不服申立てがされ、又は訴えが提起されて現在審理中であるもの

イ 本件所得税賦課決定処分の根拠

(ア) 平成15年分

本件所得税更正処分のうち平成15年分に係る処分により、原告が新たに納付すべきこととなった税額664万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき、100分の10の割合を乗じて計算した金額66万4000円に、同条2項の規定に基づき、原告が新たに納付すべきこととなった税額（664万円）のうち50万円を超える部分に相当する金額である614万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額30万7000円を加算し、同年分の過少申告加算税の金額を97万1000円と算定した。

(イ) 平成16年分

本件所得税更正処分のうち平成16年分に係る処分により、原告が新たに納付すべきこととなった税額734万円（同更正処分に係る納付すべき税額71万90300円と確定申告における還付金の額に相当する税額15万8260円の合計額で国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき、100分の10の割合を乗じて計算した金額73万4000円に、同条2項の規定に基づき、原告が新たに納付すべきこととなった税額（734万円）のうち50万円を超える部分に相当する金額である684万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額34万2000円を加算し、同年分の過少申告加算税の金額を107万6000円と算定した。

(ウ) 平成17年分

本件所得税更正処分のうち平成17年分に係る処分により、原告が新たに納付すべきこととなった税額626万円（同更正処分に係る納付すべき税額61万3400円と確定申告における還付金の額に相当する税額15万8260円の合計額で国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき、100分の10の割合を乗じて計算した金額62万6000円に、同条2項の規定に基づき、原告が新たに納付すべきこととなった税額（626万円）のうち50万円を超える部分に相当する金額である576万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額28万8000円を加算し、同年分の過少申告加算税の金額を91万4000円と算定した。

ウ 本件消費税等決定処分の根拠

(ア) 平成15年課税期間

平成15年課税期間における原告の課税売上高を本件賃貸料収入の同期間分である3475万8130円と認定し（乙29）、同金額に105分の100を乗じた3310万2000円（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）を課税標準額とし、上記課税標準額に消費税率100分の4を乗じた132万4080円を上記課税標準額に対する消費税額とし、消費税法30条7項に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当するとして、控除対象仕入税額を0円とし、納付すべき税額を132万4000円（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）と算出した。

また、上記納付すべき税額と同額を地方消費税の課税標準とし、これに地方消費税の税率100分の25を乗じた33万1000円（地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）を納付すべき地方消費税額とした。

(イ) 平成16年課税期間

平成16年課税期間における原告の課税売上高を本件賃貸料収入の同期間分である3517万4660円と認定し（乙30）、同金額に105分の100を乗じた3349万9000円（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）を課税標準額とし、上記課税標準額に消費税率100分の4を乗じた133万9960円を上記課税標準額に対する消費税額とし、消費税法30条7項に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に

該当するとして、控除対象仕入税額を0円とし、納付すべき税額を133万9900円(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)と算出した。

また、上記納付すべき税額と同額を地方消費税の課税標準とし、これに地方消費税の税率100分の25を乗じた33万4900円(地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)を納付すべき地方消費税額とした。

(ウ) 平成17年課税期間

平成17年課税期間における原告の課税売上高を本件賃貸料収入の同期間分である3231万6970円と認定し(乙31)、同金額に105分の100を乗じた3077万8000円(国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)を課税標準額とし、上記課税標準額に消費税率100分の4を乗じた123万1120円を上記課税標準額に対する消費税額とし、消費税法30条7項に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当するとして、控除対象仕入税額を0円とし、納付すべき税額を123万1100円(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)と算出した。

また、上記納付すべき税額と同額を地方消費税の課税標準とし、これに地方消費税の税率100分の25を乗じた30万7700円(地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)を納付すべき地方消費税額とした。

エ 本件消費税等賦課決定処分根拠

(ア) 平成15年課税期間

本件消費税等決定処分のうち平成15年課税期間に係る処分により、原告が新たに納めることとなった税額160万円(消費税額128万7100円と地方消費税額32万1700円の合計額で国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)を基礎として、これに国税通則法66条1項(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて24万円と算定した。

(イ) 平成16年課税期間

本件消費税等決定処分のうち平成16年課税期間に係る処分により、原告が新たに納めることとなった税額159万円(消費税額127万3500円と地方消費税額31万8300円の合計額で国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)を基礎として、これに国税通則法66条1項の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて23万8500円と算定した。

(ウ) 平成17年課税期間

本件消費税等決定処分のうち平成17年課税期間に係る処分により、原告が新たに納めることとなった税額147万円(消費税額117万6900円と地方消費税額29万4200円の合計額で国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、国税通則法66条1項の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて22万0500円と算定した。

2 争点

- (1) 本件青色申告承認取消処分の適法性
- (2) 本件賃貸料収入が原告に帰属するか。
- (3) 推計課税の必要性
- (4) 推計課税の合理性
- (5) 原告が消費税等の納税義務を負うか。
- (6) 課税仕入れに係る消費税額の控除の要否（消費税法30条7項の適用の有無）

3 当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件青色申告承認取消処分の適法性）について

（被告の主張）

ア 青色申告の承認を受けた納税者は、所得税法施行規則56条から64条までに定められている帳簿書類を備え付け、記録し、保存すべき義務を負い（所得税法148条1項）、上記帳簿書類の保存がない場合には、青色申告の承認は取り消されるものとされている（同法150条1項）。そして、申告納税制度の下において適正かつ公平な課税を実現するために不可欠な帳簿等の正確な記帳を推進するという青色申告制度の趣旨に照らすと、同法148条1項所定の保存等の義務は、青色申告の基礎としての適格性を有する帳簿書類の保存等をすべきことをいうのであって、ただ単に帳簿書類が存在すればよいというのではなく、同法234条に規定する税務職員の質問検査権が行使された場合、税務職員において閲覧検討し、帳簿書類が青色申告の基礎としての適格性を有するものか否かを判断し得るよう、いつでも提示することができる状態で保存等しておくことを意味するものと解される。したがって、青色申告をした納税者が税務職員の適法な帳簿書類の提示要求に対して正当な理由なく帳簿書類の提示を拒否するため、帳簿書類の備付け、記録及び保存が正しく行われていることを税務署長において確認することができないときは、帳簿書類の備付け、記録及び保存がないものとして、同法150条1項1号に規定する青色申告承認の取消事由に該当するものというべきである。

イ 本件では、調査担当者らが、原告の申告に係る所得金額が適正なものであること及び原告が消費税等の課税事業者該当することを確認する必要があったため、本件各係争年分の原告の所得税の申告に係る帳簿書類等を調査することとし、平成18年4月7日から同年12月14日までの約9箇月間にわたり、原告及び原告の代理人である乙に対して、何度も電話をしたり原告の自宅を訪れるなどして、調査への協力を要請し帳簿書類等の提示を求めたが、乙は、必ずしも必要でない税理士丙（以下「丙税理士」という。）の立会いを要求した上、丙税理士と連絡が取れないなどとして税務調査に協力せず、さらに、母である丁（以下「丁」という。）の入院を理由に税務調査に難色を示し、調査担当者らが「半日でいい」などと乙の立場に配慮して日程調整をしようとしても、一方的に税務調査への協力及び帳簿書類等の提示を拒否したのであって、このような乙の対応等からすれば、原告の代理人である乙は、正当な理由なく帳簿書類等の提示を拒否したと認められるから、原告において帳簿書類等の備付け、記録及び保存がなかったものとして、所得税法150条1項1号所定の取消事由があるといえることができる。よって、本件青色申告承認取消処分は適法である。

（原告の主張）

原告は、高齢であり、平成21年3月14日には後見開始の裁判がされたため、原告の成年後見人に選任された乙は、原告の財産管理等を行わなければならなくなった。そこで、乙は、

調査担当者らに対し、原告を同行することなく事務処理を行うことのできる態勢が整うまで調査を延期してほしいと求めたのであって、正当な理由なく税務調査に協力しなかったのではない。したがって、原告に所得税法150条1項1号所定の取消事由があるということとはできない。

(2) 争点(2) (本件賃貸料収入が原告に帰属するか) について

(被告の主張)

本件各賃貸物件が原告の所有又は原告と乙との共有であること、本件各賃貸物件の賃貸借契約において本件賃貸料収入の振込先が原告名義の口座に指定されていたことからすれば、本件賃貸料収入は原告に帰属するというべきである。

(原告の主張)

本件各賃貸物件の賃貸借契約の賃貸人は、有限会社A等(以下、併せて「関連法人」という。)であり、原告は、本件各賃貸物件について所有権又は共有持分権を有しているにすぎず、本件賃貸料収入の振込先が原告名義の口座となっているのも、固定資産税の振替口座が原告の口座となっていることから振替事務の効率化を図ったものにすぎない。また、関連法人は本件賃貸料収入をその所得として計上及び申告をしており、原告は平成15年の有限会社Aからの給与を給与所得として申告しているから、本件賃貸料収入を原告の所得として課税すると二重課税となる。

以上のことからすれば、本件賃貸料収入は、関連法人に帰属しており、原告に帰属するものではないというべきである。

(3) 争点(3) (推計課税の必要性) について

(被告の主張)

所得税法156条の規定するいわゆる推計課税は、推計の必要性がある場合に認められるものであるところ、本件では、前記(1)の被告の主張で述べたとおり、原告の代理人である乙は、正当な理由なく税務調査に協力せず帳簿書類等の提示を拒否したのであって、このような状況では、川越税務署長において、原告の本件各係争年分の不動産所得の金額を実額で把握することは不可能である。したがって、本件においては、推計課税の必要性が認められる。

(原告の主張)

前記(1)の原告の主張で述べたとおり、乙は、調査担当者らに対し、原告を同行することなく事務処理のできる態勢が整うまで調査を延期してほしいと求めたのであり、税務調査に協力しなかったのではないから、本件において、推計課税の必要性は認められない。

(4) 争点(4) (推計課税の合理性) について

(被告の主張)

本件所得税更正処分における比準同業者の抽出方法は、前提事実(6)ア(エ)のとおりであるところ、川越税務署長は、本件抽出条件に該当する者を機械的に抽出したものであって、その過程に恣意が介在する余地はなく、本件抽出条件の内容も同業者の類似性を判別する基礎的要件を欠くものではない。また、本件抽出条件に該当する者は、いずれも青色申告者であり、経営状態が異常であると認められる者や更正等に対して不服申立て等をしている者が除外されているから、その収入金額及び必要経費の算出根拠となる資料の正確性も十分に担保されている。さらに、本件抽出条件により抽出された本件各係争年分における比準同業者の各件数も平均化するに足りる合理的なものである。

以上のことからすれば、原告の不動産所得の金額を推計する方法は合理的なものというべきである。

(原告の主張)

本件抽出条件の定める年間収入金額には4倍以上の幅がある上、その幅の選択にも恣意性が存在する余地がある。また、別表2から4までの各業者が本件抽出条件に該当するすべての者か否かも不明である。さらに、本件抽出条件に該当する比準同業者の所得率には、平成15年で0.45%から68.75%まで、同16年で11.75%から67.66%まで、同17年で-11.56%から63.75%までという大きな幅が存在しているから、比準同業者の平均所得率も合理的なものということとはできない。

(5) 争点(5) (原告が消費税等の納税義務を負うか) について

(被告の主張)

本件各係争課税期間に係る基準期間の課税売上高は、平成15年課税期間に係る基準期間である同13年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成13年課税期間」という。)において3283万4650円、平成16年課税期間に係る基準期間である同14年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成14年課税期間」という。)において3537万3487円、平成17年課税期間に係る基準期間である平成15年課税期間において3475万8130円であり、平成15年課税期間に係る基準期間及び平成16年課税期間に係る基準期間の課税売上高が3000万円を、平成17年課税期間に係る基準期間の課税売上高が1000万円をそれぞれ超えることから、原告には消費税法9条(平成15年課税期間及び平成16年課税期間については、平成15年法律8号による改正前のもの)の適用はなく、原告は本件各係争課税期間の消費税等を納税する義務を負うというべきである。

(原告の主張)

被告の主張する課税売上高の大部分は関連法人の課税売上高として計上しており、これを原告の課税売上高として消費税等を課税するのは二重課税となるし、仮に、本件賃貸料収入を原告の課税売上高とするとしても、平成15年課税期間に係る基準期間である平成13年課税期間の課税売上高及び平成16年課税期間に係る基準期間である平成14年課税期間の課税売上高はいずれも3000万円未満であり、平成17年課税期間に係る基準期間である平成15年課税期間の課税売上高は1000万円未満であるから、原告は、本件各係争課税期間の消費税等を納税する義務を負わないというべきである。

(6) 争点(6) (課税仕入れに係る消費税額の控除の要否 [消費税法30条7項の適用の有無])

(被告の主張)

ア 消費税法30条7項は、当該課税期間の課税仕入れに係る帳簿等を保存しない場合には、同条1項による課税仕入れに係る消費税額控除の規定を適用しないものとしているが、これは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税により適正な税収を確保するには、帳簿等という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためである。このような法の趣旨に照らすと、同条7項にいう帳簿等の「保存」とは、事業者が同法施行令50条1項の定めるとおり、同法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、同法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していることを意味するものと解される。

イ 本件では、前記(1)の被告の主張で述べたとおり、原告の代理人である乙が、正当な理由なく税務調査に協力せず帳簿書類等の提示を拒否したのであり、原告が消費税法62条に基づく税務職員による帳簿及び請求書等の検査に当たり、適時に提示することが可能なように態勢を整えてこれらを保存していたということはできない。したがって、本件は、同法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たり、課税仕入れに係る消費税額控除の適用はないというべきである。

(原告の主張)

前記(1)の原告の主張で述べたとおり、乙は、調査担当者らに対し、原告を同行することなく事務処理のできる態勢が整うまで調査を延期してほしいと求めたにすぎず、税務調査に協力しなかったのではないから、原告について課税仕入れに係る消費税額控除の適用を排除するのは、不可能を強いるものであって違法である。

第3 当裁判所の判断

1 事実経過

証拠(乙19から26まで)及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 川越税務署長による調査指示

川越税務署長は、平成18年3月下旬ころ、川越税務署所部係官戊特別国税調査官(以下「戊特官」という。)及び同B係官(以下「B係官」といい、戊特官と併せて「B係官ら」という。)に対し、原告の不動産所得の金額が適正に計算され申告されているか否か、及び原告が消費税等の課税事業者に該当するか否かの調査を命じた。

(2) 平成18年4月7日

B係官は、平成18年4月7日午前10時40分ころ、調査の事前通知の趣旨で原告の自宅に電話したところ、原告が電話に出た。B係官は、自らの官職、氏名等を告げた上、本件各係争年分の原告の所得税の調査のために原告の自宅を訪問するので本件各係争年分の所得税の申告に係る帳簿書類等を用意してほしい旨を伝えた。これに対し、原告が、乙に任せてある旨を述べたため、B係官は、乙や関与税理士である丙税理士が調査に同席していないと原告の不動産所得の収支等の内容が不明で調査が進展しないと判断し、原告に対して、乙及び丙税理士と相談して調査日程を調整の上、同月10日に連絡してほしいと依頼し、川越税務署の電話番号及び連絡先として自らの氏名を再度伝えた。

B係官が、同日午後1時40分ころ、再び原告の自宅に電話したところ、乙が電話に出た。乙は、B係官に対し、原告が要領を得ないので原告に対する電話の内容を教えてほしい旨を述べたので、B係官は、乙に対し、本件各係争年分の原告の所得税の調査のために原告の自宅を訪問するので所得税の申告に係る帳簿書類等を用意しておいてほしい旨を伝えた上、同月14日、同月17日又は同月18日のいずれかの都合がつく日を丙税理士と相談して日程を調整し、同月10日に連絡してほしいと依頼した。また、B係官は、乙に対し、原告が取締役である有限会社Aの主たる目的が不動産貸付業であることから、原告の所得税の調査に関連して有限会社Aについても事情を聞くことがある旨を伝えた。その際、B係官が、乙に対し、丙税理士への連絡をどうするかを尋ねたところ、乙は、丙税理士には自分で連絡する旨を回答した。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(3) 平成18年4月11日及び同月17日

B係官は、平成18年4月11日午後4時ころ、原告の自宅に電話したところ、乙が電話に出た。B係官は、乙に対して、調査日程について尋ねたところ、乙において丙税理士と連絡が取れない旨を述べたため、丙税理士と連絡が取れ次第、B係官あてに調査日程の連絡をしてほしいと依頼した。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかったため、B係官は、同月17日午後4時20分ころ、原告の自宅に電話したところ、乙が電話に出た。B係官は、乙に対し、調査日程について尋ねたところ、乙は、丙税理士と連絡が取れない旨を回答した。そこで、B係官は、乙に対し、丙税理士と連絡が取れない状況が長く続いているため取りあえず丙税理士の立会いなしで調査に協力し、所得税の申告に係る帳簿書類等を提示してほしいと依頼したが、乙は、丙税理士の立会いなしでは調査に協力することはできない旨を述べた。その際、乙は、原告の体調が優れないため、原告の自宅に電話をすると、乙の携帯電話に転送されること、丙税理士には、月1回の割合で申告書類を見てもらっており、丙税理士の4月の監査は8日の土曜日であったが、5月における監査の日程はまだ決まっていないことなどを述べた。そこで、B係官は、もう少し待つので丙税理士と連絡が取れ次第、調査日程を連絡してほしいと依頼した。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(4) 平成18年4月27日

B係官は、平成18年4月27日午後4時5分ころ、原告の自宅に電話したところ、乙が電話に出た。B係官は、乙に対して、調査を行う日程について尋ねたが、乙は、まだ丙税理士と連絡が取れず、5月の丙税理士の監査の日程もまだ決まっていない旨を述べた。そこで、B係官は、同月8日に調査日程を連絡してほしいと依頼した。

B係官は、乙が丙税理士には自分で連絡すると言っていたものの、丙税理士と連絡が取れないとして調査日程がなかなか決まらなかったため、自ら丙税理士に連絡を試みることにし、乙との電話を終えた後、原告の本件各係争年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）のいずれにも記載されていた丙税理士の川越市内の事務所の電話番号に電話をした。しかし、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながり、B係官は、留守番電話に伝言を録音することなく、電話を切った。

しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(5) 平成18年5月10日

B係官は、平成18年5月10日午前10時50分ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたところ、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながったため、B係官あてに連絡してほしい旨と川越税務署の電話番号を告げて、電話を切った。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(6) 平成18年5月11日

B係官は、平成18年5月11日午前9時40分ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をした。しかし、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながり、B係官は、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。B係官は、丙税理士の事務所の留守番電話である旨のメッセージが流れなかったことと、同月10日に留守番電話に伝言を録音したにもかかわらず、丙税理士から連絡がなかったことから、架電先が丙税理士であることの確信が得られなかったため、留守番電話に伝言を残すことを控えた。

B係官は、同日午後1時25分ころ、原告の自宅に電話したところ、原告の配偶者である丁

が電話に出て、乙は不在である旨を述べた。B係官は、乙の方が丁よりも連絡等の相手として適当であると考え、丁に対して、乙からB係官あてに連絡をしてほしい旨を伝えたが、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(7) 平成18年5月18日

B係官は、平成18年5月18日午後4時30分ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながり、B係官は、前記(6)と同様の配慮から、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。その後、B係官は、原告の自宅に電話したが、誰も電話には出なかった。

(8) 平成18年5月19日

B係官は、平成18年5月19日午後4時20分ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながり、B係官は、前記(6)と同様の配慮から、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。その後、B係官が原告の自宅の電話番号に電話したが、誰も電話には出なかった。

(9) 平成18年5月25日

その後も原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかったため、B係官らは、原告の自宅に臨場することとし、平成18年5月25日午前11時ころ、原告の自宅に臨場した。原告の自宅には丁が在宅していたものの、B係官らを家の中に上げなかったため、丁と立ったまま話をした。

丁は、乙が不在である旨を述べたため、B係官らは、丁に対し、調査日程を早急に決めたい旨を乙に伝えてほしいと依頼したところ、丁は、原告は脳梗塞の後遺症で税務のことは分からないこと、丁自身も税務のことは全く分からないこと、税務等は乙が行っているの乙に聞いてほしいことなどを述べた。そこで、B係官らは、上記のような丁の対応から、乙が調査への対応を任されており、乙を調査の窓口にするのが最適であると考え、原告あての「所得税の調査について」と題する平成18年5月25日付け文書(乙22)を丁に手交し、丁から原告又は乙に渡すように依頼し、原告の自宅を辞去した。上記文書には、同年6月1日の午前10時ころに原告の所得税の調査のため原告の自宅に臨場する予定であることなどが記載されていた。また、B係官らは、同日午後1時30分ころ、川越市内の丙税理士の事務所に臨場したが、丙税理士は不在であった。

(10) 平成18年5月26日

B係官は、平成18年5月26日午前11時50分ころ及び同日午後3時55分ころの2回、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたが、いずれにおいても丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながり、B係官は、前記(6)と同様の配慮から、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。

(11) 平成18年5月29日

乙は、平成18年5月29日午前10時30分ころ、B係官に電話し、丙税理士とは連絡が取れず、同年6月1日に調査を行うのは都合が悪いこと、同年5月20日の土曜日に月1回の丙税理士の監査があり、その際、丙税理士に今回の調査の話をしたものの、調査日程を決めるまでには至らなかったことなどを述べた。これに対して、B係官は、最初に連絡してから1月半以上経過しており、もう待てる段階にはない旨を告げた上、原告の所得税の申告に係る帳簿書類等が原告の自宅にあるのであれば、丙税理士の立会いがなくても帳簿書類等の提示を受け、

調査を進めさせてもらいたいなどと調査への協力を依頼し説得したが、乙は、丙税理士の立会いがなければ調査に協力することはできない旨を述べた。そこで、B係官は、調査日程として、同年6月2日、同月5日、同月6日又は同月7日のいずれか都合のよい日を連絡してほしいと依頼した。その際、B係官は、今まで連絡してほしい旨を依頼しながら、結局、連絡がなかったことが度重なっていたことから、乙に対して、必ず連絡するよう強く依頼した。

(12) 平成18年5月31日

乙は、平成18年5月31日午前9時30分ころ、B係官に電話をし、丙税理士と連絡は取れたが、調査に係る日程の話をしていないこと、丙税理士は同年6月の初めは秋田の方へ出掛ける予定であることなどを述べた。そこで、B係官は、乙に対し、所得税の調査に協力し申告に係る帳簿書類等を提示してほしいと依頼するとともに、調査に協力することができる日時を早急に決定し、B係官あてに連絡するよう強く求めた。

(13) 平成18年6月2日

B係官は、平成18年6月2日午前9時20分ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながったため、前記(6)と同様の配慮から、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。

B係官は、同日午前9時25分ころ、原告の自宅に電話をしたところ、原告が電話に出た。B係官は、最初の調査連絡以降、相当時間が経過しているので、調査日程を早く決めたい旨を述べたが、原告からは要領を得た回答がされなかったため、乙と話をするのが相当であると考え、乙から電話をしてほしい旨を伝えた。

乙は、同日午前11時55分ころ、B係官に電話をし、丙税理士と連絡が取れないこと、同年5月20日に月1回の丙税理士の監査があり、その際、丙税理士に今回の調査の話をしたが、調査日程を決めるまでには至らなかったことなどを述べた。これに対し、B係官は、日程調整した上で調査に協力し所得税の申告に係る帳簿書類等を提示してほしいなどと依頼したが、乙は、丙税理士の立会いなしでは調査に応じられないと述べるのみであった。そこで、B係官は、乙に対し、同月13日午前10時ころに原告の自宅に再度臨場する旨伝えたところ、乙が了承したので、電話を終えた。

(14) 平成18年6月12日

乙は、平成18年6月12日午前9時20分ころ、B係官あてに電話したが、B係官が不在であったため、電話に出た他の職員に対して、明日のB係官の訪問に応ずることはできない旨を述べた。そこで、上記職員が原告に対して訪問に都合の良い日を尋ねたところ、乙は、丙税理士と連絡が取れないため日程の予定がつかない旨を述べた。

B係官は、同日午後1時5分ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながったため、前記(6)と同様の配慮から、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。そして、B係官は、これまでの原告、丁、乙及び丙税理士の対応から、電話による依頼では何ら進展がないと想定され、日程の決定のみでも直接面接して強く調査への協力を依頼しなければならないと判断し、同月13日に原告の自宅に臨場することとした。

(15) 平成18年6月13日

B係官らは、平成18年6月13日午前10時ころ、原告の自宅に臨場した。原告の自宅には丁が在宅していたが、丁は、B係官らを家の中に上げなかったため、B係官らは立ったまま

話をすることとなった。丁が、乙は不在である旨を述べたため、B係官らは、丁に対し、B係官あてに連絡してほしい旨を乙に伝えるよう依頼し、同日午前10時5分ころ、原告の自宅を辞去した。なお、B係官らは、乙が居住するマンションにも臨場してみたが、乙は不在であった。

(16) 平成18年6月20日

B係官は、平成18年6月20日午前9時ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながったため、前記(6)と同様の配慮から、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。

その後、B係官が原告の自宅に電話したところ、丁が電話に出た。B係官は、丁に対し、乙からB係官あてに連絡してほしい旨を伝えた。

B係官は、同日午前11時20分ころ、乙から架かってきた電話において、乙に対し、同月26日午前10時ころに原告の自宅に行くので、調査に協力し、原告の本件各係争年分の所得税の申告に係る帳簿書類等を提示してほしいと依頼した。

(17) 平成18年6月26日

B係官らは、平成18年6月26日午前9時55分ころ、原告の自宅に臨場した。原告の自宅には、乙が在宅していたものの、乙は、B係官らを家の中に上げなかったため、B係官らは立ったまま話をすることとなった。

B係官らは、乙に対し、再度調査協力を依頼し、本件各係争年分の所得税の申告に係る帳簿書類等を提示するように依頼したが、乙は、丙税理士の立会いなしでは調査に応じられない旨を繰り返し述べて、帳簿書類等を提示しなかった。そこで、B係官らは、乙に対し、調査の日程については2か月以上も前から調整を依頼しており、このまま先延ばしにすることはできない旨を繰り返し説明した上、積極的に丙税理士と早期に連絡を取って日程を決定し連絡するように重ねて依頼し、同日午前10時25分ころ、原告の自宅を辞去した。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(18) 平成18年7月19日

B係官が平成18年7月の人事異動により竜ヶ崎税務署に異動したため、以後、戊特官と川越税務署所部係官C（以下「C係官」といい、戊特官と併せて「C係官ら」という。）が継続して原告の調査を担当することとなった。

C係官らは、同月19日午前9時55分ころ、原告の自宅に臨場した。原告の自宅には、丁が在宅していたが、丁は、C係官らを家の中に上げなかったため、C係官らは立ったまま話をすることとなった。丁は、C係官らに対し、乙は不在であること、丙税理士は昨日か一昨日に自宅に来たことなどを述べた。C係官らは、丁に対し、担当がB係官からC係官に代わったこと及び調査日程の調整を長い間依頼しており、連絡を待っているが誰からも連絡がない旨を説明し、乙からC係官あてに連絡してほしい旨を伝えて、同日午前10時5分ころ、原告の自宅を辞去した。

C係官は、同日午後2時ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話をしたが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながったため、前記(6)と同様の配慮から、留守番電話に伝言を録音することなく電話を切った。

しかし、その後も、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(19) 平成18年7月27日、同月31日及び同年8月1日

C係官は、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなく、調査が進展しないことから、丙税理士とも連絡を取ることにし、平成18年7月27日午後1時30分ころ、同月31日午後4時45分ころ及び同年8月1日午後4時50分ころの3回にわたり、丙税理士の事務所の電話番号に電話したが、上記のいずれにおいても丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながった。そこで、C係官は、C係官あてに連絡してほしい旨を、自己の氏名や川越税務署の電話番号とともに留守番電話に録音し、電話を切った。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(20) 平成18年8月4日

C係官は、平成18年8月4日午後4時45分ころ、原告の自宅に電話したところ、丁が電話に出て、乙が不在である旨を述べたので、C係官は、丁に対し、改めて連絡する旨を伝えた。その後、C係官は、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話したが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながったので、C係官あてに連絡してほしい旨を、自己の氏名や川越税務署の電話番号とともに留守番電話に録音し、電話を切った。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(21) 平成18年8月7日

C係官は、平成18年8月7日午後2時45分ころ、原告の自宅に電話をしたところ、丁が電話に出て、乙が不在である旨を述べたので、改めて連絡する旨を伝えた。また、C係官は、同日午後4時45分ころ、川越市内の丙税理士の事務所の電話番号に電話したが、丙税理士は電話に出ず、留守番電話につながったので、C係官あてに連絡してほしい旨を、自己の氏名や川越税務署の電話番号とともに留守番電話に録音し、電話を切った。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(22) 平成18年8月9日及び同月10日

C係官は、平成18年8月9日午後1時5分ころ、原告の自宅に電話したところ、原告が電話に出た。C係官は、原告に対し、所得税の調査に協力してほしい旨を依頼したが、原告は、乙に聞いてほしいなどと述べ税務調査については乙と協議するよう求めた。そこで、C係官は、原告に対し、C係官から電話があったこと及び乙からC係官あてに連絡してほしいことを乙に伝えるよう依頼した。ところが、その日の夕方になっても、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかったため、同日午後5時ころ、C係官は、原告の自宅に電話したものの、乙は不在であった。そこで、C係官は、電話に出た丁に、翌日に乙からC係官あてに連絡してほしい旨を乙に伝えるよう依頼したが、同月10日午後5時ころになっても、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡はなく、C係官が、同日午後5時15分ころ、原告の自宅に電話をしたものの、誰も電話に出なかった。

(23) 平成18年8月11日

C係官らは、平成18年8月11日午前11時20分ころ、原告の自宅に臨場した。原告の自宅には、乙が在宅していたが、乙は、C係官らを家の中に上げなかったため、C係官らは立ったまま乙と話をすることとなった。乙は、C係官らに対し、丙税理士から多忙のために時間が取れないと言われ、税務調査を受ける予定を組むことができなかったため川越税務署に電話しなかったこと、丙税理士は、川越税務署から1度も連絡を受けていないと言っていることなどを述べた。

その際、C係官らは、乙に対し、原告の確定申告等について再度確認したところ、乙は、原

告は1年半ほど前に脳梗塞を患って以来、申告等を理解することができず、乙が原告の財産管理及び申告手続等を行っていることなどを述べた。

C係官らが乙に税務調査に協力するよう要請すると、乙は、従前と同様、税理士の立会いなしでは税務調査に応じられない旨を繰り返し述べた。しかし、その後も、C係官らにおいて、丙税理士の立会いがなくても、調査に協力し、本件各係争年分の原告の所得税の申告に係る帳簿書類等を提示してほしい旨を繰り返し依頼したところ、乙は、原告に代わって原告の税務調査を受けることを了承し、同年9月1日午前10時から原告の自宅において調査が行われることとなった。

(24) 平成18年8月25日

ところが、乙は、平成18年8月25日午後4時40分ころ、C係官に電話し、丁が検診で乳がんの宣告を受け、同月28日にD病院に行くことになったこと、そのため、来週の予定が立たないことなどを伝えた。そこで、C係官は、乙に対し、丁が病院に行った後に状況を連絡してほしいと依頼したが、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(25) 平成18年8月30日

乙からC係官あての平成18年8月29日付け書面(乙23)が川越税務署の時間外収受箱に投函されており、上記書面には、原告が脳梗塞で体調を崩してしまったため乙において原告の調査に応じるだけの十分な用意がないこと、原告のリハビリと丁の治療に専念したいので現在は調査に対する協力は困難な状況にあることなどが記載されていた。

(26) 平成18年8月31日

C係官は、平成18年8月31日午後4時5分ころ及び同日午後5時10分ころの2回、状況を乙に直接確認する目的で、原告の自宅に電話したが、いずれの電話にも誰も出なかった。そこで、C係官は、乙の状況を確認するなどの目的で、同年9月1日に原告の自宅に臨場することとした。

(27) 平成18年9月1日及び同月5日

C係官らは、平成18年9月1日午前10時ころ及び同日午前11時ころの2回、原告の自宅に臨場し、呼び鈴を押したものの、各回とも誰も出て来なかった。また、C係官は、同日午後5時ころに原告の自宅に電話し、同月5日午後5時15分ころにも原告の自宅に電話したが、いずれも誰も電話に出なかった。

(28) 平成18年9月6日

C係官は、平成18年9月6日午前9時20分ころ、原告の自宅に電話したが、誰も電話に出なかった。そこで、C係官らは、同日午後1時30分ころ、原告の自宅に臨場した。原告の自宅には、丁が在宅していたが、丁は、C係官らを家の中に上げなかったため、C係官らは立ったまま話をする事となった。丁は、C係官らに対し、乙は不在であり、行き先や帰宅時刻も不明である旨を述べた。そのため、C係官らは、丁に対し、翌日午前8時30分ころにC係官に連絡してほしい旨を乙に伝えるよう依頼し、同日午後1時40分ころ、原告の自宅を辞去した。しかし、同月7日の連絡依頼の時間になっても、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(29) 平成18年9月7日

C係官が、平成18年9月7日午前8時45分ころ、原告の自宅に電話したところ、丁が電話に出た。丁は、前日に税務署から依頼された内容は乙に伝えたこと、電話をしても乙の電話

が留守番電話になってしまうことなどを述べた。そこで、C係官は、丁に対し、再度、乙からC係官あてに連絡してほしい旨を乙に伝えるよう依頼した。すると、同日午前8時50分ころ、乙からC係官あてに電話があり、乙は、C係官に対し、前記(25)の8月29日付書面のとおり、現在は協力することができる状態ではないなどと述べた。これに対し、C係官は、税務調査に協力して原告の所得税の申告に係る帳簿書類等を提示してほしい旨を繰り返し依頼し、来週の日程を調整してC係官あてに連絡してほしい旨を伝えて、午前9時5分ころ電話を終えた。

(30) 平成18年9月8日

平成18年9月8日午前8時35分ころ、乙からC係官あてに電話があり、乙は、調査の日程を組める状態ではない旨を述べ、C係官から、来週の日程が組めないとの趣旨かを尋ねられたのに対し、とにかく日程が組める状態ではない旨を述べて一方的に電話を切った。そこで、C係官が、同日午前8時37分ころ、原告の自宅に電話し直したところ、丁が電話に出て、乙は不在である旨を述べたが、C係官は、乙が一方的に電話を切ったこともあり、伝言等を依頼せずに電話を切った。

C係官らは、同日午後3時40分ころ、原告の自宅に臨場したところ、原告の自宅には丁が在宅していた。丁は、それまでと同様、C係官らを家の中に上げなかったため、いつものように、C係官らは立ったまま話をする事となった。丁が、乙はPTAの会合に出席しており不在である旨を述べたので、C係官らは、丁に対し、原告の所得税の調査に協力し、申告に係る帳簿書類等を提示してほしい旨を乙に伝えるよう依頼し、丁に対して、平成18年9月8日付けの「所得税の調査について」と題する文書(乙24)を手交し、同文書を乙に渡してほしい旨を伝えて、午後3時45分ころ、原告の自宅を辞去した。上記文書には、同月12日の午前10時ころに原告の所得税の調査のためC係官が原告の自宅に臨場する予定であることなどが記載されるとともに、今後とも調査の進展が図れない場合には、税務署において独自に調査を進める場合があることなどが記載されていた。

(31) 平成18年9月11日

平成18年9月11日午前8時30分ころ、乙からC係官あてに電話があり、乙は、原告のリハビリ及び丁の治療のため依然として税務調査への協力は困難である旨を述べた。これに対し、C係官は、丁の入院まで2週間あるので午前又は午後の半日もよいから調査に協力してほしいなどと述べて、繰り返し調査への協力を依頼したが、乙は、調査を受けることができない状態である旨を述べるのみであった。そこで、C係官は、乙に対し、再度、調査への協力を依頼した上、乙において税務調査に協力してもらえない場合には税務署側で調査を進めることになる旨を説明した。

(32) 平成18年9月26日、27日、29日及び同年10月2日

C係官は、平成18年9月26日午前9時45分ころ、同日午後5時ころ及び同月27日午後5時ころの3回、原告の自宅に電話したが、いずれの電話にも誰も出なかった。また、C係官は、同月29日午前9時ころ及び同年10月2日午前9時15分ころにも、原告の自宅に電話したが、いずれにおいても誰も電話に出ず、その際には、留守番電話につながったため、C係官あてに連絡をしてほしい旨を告げて電話を切った。しかし、その後も、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(33) 平成18年10月3日

C係官は、平成18年10月3日午前9時ころ、原告の自宅に電話したところ、乙が電話に

出た。C係官は、半日程度でもよいので都合をつけて税務調査に協力するよう依頼したが、乙は、多忙であるため調査に協力する時間を取ることは無理であるなどと述べた。

また、C係官は、乙に対し、原告が税務署に提出している不動産の決算書からでは、消費税等の申告が必要であるか否かを判断することができないため今回の調査においては必要に応じて消費税等の調査も行う予定であること、仮に消費税等の申告が必要な場合で、このまま調査協力が得られず、帳簿書類等が提示されない場合には、課税仕入れに係る消費税額控除の適用がなく通常よりも多額の消費税等を納付することとなることなどを告げて帳簿書類等の提示を求めた。これに対して、乙は、原告は消費税の申告はしていると思うこと、原告の収入を集計した書面や原告の預貯金通帳の写しなどを丙税理士に手渡していることなどを述べた。そこで、C係官は、収入の集計の基になったものを確認することも調査作業になるなどとして再度調査への協力を依頼したが、乙は、調査協力ができる状態ではないなどとしてこれに応じず、電話を切ろうとした。そのため、C係官は、このまま調査協力をせず帳簿書類等を提示しない場合には税務署側で調査を進め、原告の所得税の青色申告の承認の取消しが行われることもあること、原告において消費税の申告及び納税が必要な場合には、課税仕入れに係る消費税額控除の適用がなく、通常より負担の重い計算が行われることもあることなどを説明した上、調査に協力することができる日程を調整して連絡するよう依頼した。しかし、その後も原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(34) 平成18年10月10日及び同月12日

C係官は、平成18年10月10日午前10時ころ及び同月12日午後4時35分ころの2回、原告の自宅に電話したが、いずれにおいても誰も電話に出ず、留守番電話につながったので、改めて連絡をする旨を留守番電話に録音し、電話を切った。

(35) 平成18年10月17日

C係官は、平成18年10月17日午前9時ころ、原告の自宅に電話したところ、丁が電話に出た。丁が、乙は不在である旨を述べたことから、C係官は、丁に対し、改めてC係官の方から連絡する旨を伝えた。

(36) 平成18年10月18日及び同月19日

C係官は、平成18年10月18日午前8時45分ころ及び同月19日午後4時55分ころの2回、原告の自宅に電話したが、いずれにおいても誰も電話に出ず、留守番電話につながった。そこで、C係官は、乙からC係官あてに連絡してほしい旨を留守番電話に録音し、電話を切った。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(37) 平成18年10月25日

C係官らは、平成18年10月25日午後3時ころ、原告の自宅に臨場し、呼び鈴を押したものの、誰も応対に出てこなかったため、乙あての平成18年10月25日付けの「所得税及び消費税の調査について」と題する文書(乙25)を原告の自宅の郵便受けに投函し、同日午後3時10分ころ、原告の自宅を辞去した。上記文書には、同月26日午後5時までに、調査日程を調整しC係官あてに連絡してほしいこと、同年4月7日以来、原告の所得税及び消費税等の調査に協力してもらっていないこと、帳簿書類等の提示がないと青色申告の承認取消しや課税仕入れに係る消費税額控除が認容されない場合があることなどが記載されていた。しかし、その後も、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(38) 平成18年11月30日

C係官は、平成18年11月30日午後1時10分ころ、原告の自宅に電話したところ、乙が電話に出た。C係官は、乙に対し、税務署の現在までの調査状況によると、原告は消費税等の申告が必要になると認められること、前記(37)の10月25日付文書に記載してあるとおり、このまま税務調査への協力を得られず、帳簿書類等が提示されない場合は、青色申告の承認取消しや課税仕入れに係る消費税額控除の適用ができなくなることを説明し、原告の所得税の調査へ協力を依頼したが、乙は、丙税理士に全部任せてあるので自分では分からない旨を述べた。そこで、C係官は、乙に対し、税務署からも丙税理士に何度も連絡してみたが連絡が来ないことを伝えた上、乙からも丙税理士にC係官あてに連絡するよう話してほしい旨を依頼したところ、乙は、同文書を丙税理士に見せること、丙税理士からC係官あてに連絡するように話すことを回答した。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(39) 平成18年12月5日

C係官は、平成18年12月5日午後4時ころ、原告の自宅に電話したところ、誰も電話に出ず、留守番電話につながったので、乙からC係官あてに連絡してほしいことを留守番電話に録音し、電話を切った。しかし、その後も、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(40) 平成18年12月6日

C係官は、平成18年12月6日午後5時ころ、原告の自宅に電話したところ、丁が電話に出て、乙は不在である旨を述べた。そこで、C係官は、丁に対し、翌7日の朝に乙からC係官あてに連絡してほしい旨を乙に伝えるよう依頼したが、同月8日になっても、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(41) 平成18年12月8日

C係官は、平成18年12月8日午後5時5分ころ、原告の自宅に電話したところ、原告が電話に出て、乙は不在である旨を述べた。C係官は、原告に対し、原告の所得税及び消費税等の調査に協力してほしい旨を依頼したが、原告は、自分は高齢であるため何も分からないから乙に聞いてほしいなどと述べた。そのため、C係官は、原告に対し、C係官から電話があったこと及び乙からC係官あてに連絡してほしいことを乙に伝えるよう依頼した。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(42) 平成18年12月11日

C係官は、平成18年12月11日午前10時ころ、原告の自宅に電話したところ、丁が電話に出て、乙は不在である旨を述べた。C係官は、丁に対し、乙からC係官あてに連絡してほしい旨を伝えるよう依頼したが、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(43) 平成18年12月13日

C係官は、平成18年12月13日午前11時40分ころ、原告の自宅に電話したが、誰も電話に出ず、留守番電話につながったので、乙からC係官あてに連絡してほしい旨を留守番電話に録音し、電話を切った。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

(44) 平成18年12月14日

C係官らは、平成18年12月14日午後1時15分ころ、原告の自宅に臨場したところ、原告の自宅には乙が在宅していた。乙は、初めてC係官らを家の中に入れ、C係官らは乙と家

の中で座って話をした。

C係官らは、乙に対し、本件各係争年分の帳簿書類等を提示してほしいこと、丙税理士の立会いがなくても、帳簿書類等を提示してもらえれば、提示された書類で乙が分からない部分のうちC係官らにおいて説明可能な部分があるかもしれないことなどを話して、繰り返し原告の税務調査に協力するよう依頼した。しかし、乙は、丙税理士に任せてあり、丙税理士の立会いがなければ調査に協力することはできない旨を述べ、帳簿書類等を提示しようとはしなかった。そこで、C係官らは、乙に対し、調査に協力せず帳簿書類等を提示しない場合には、青色申告の承認取消しや課税仕入れに係る消費税額控除が適用されないこともあり得る旨を繰り返し説明したが、乙は、丙税理士が対応しないのでどうにもならないなどと述べるのみで帳簿書類等を提示しようとはしなかった。そのため、C係官らは、乙に対し、同日付けの「所得税及び消費税の調査について」と題する書面（乙26）を手交した上、原告には本件各係争課税期間の消費税等の申告及び納税の義務があること、有限会社Aにおける経理処理等が不明であるため調査を行う必要があること、調査に協力してもらえない場合には税務署側で調査を進めて調査額を算定することになることなどを話して再度税務調査への協力を依頼した。すると、乙は、丙税理士は税務署において調査額を算定し更正又は決定処分を行うのを待っていると思われる旨を述べた上、税務署の更正処分又は決定処分があったとしても必ずしもそれに従わなくてはならないものではない趣旨の発言をした。なお、上記文書には、同年4月7日以来、原告の所得税及び消費税等の調査に協力してもらっていないこと、原告に消費税等の納税義務があること、帳簿書類等の提示がないと青色申告の承認取消しや課税仕入れに係る消費税額控除が認容されない場合があることが記載されていた。

C係官らは、乙に対し、丙税理士の意向はともかく、調査の当事者は原告であり、調査により税額が増加した場合の税負担は原告が負うことになるなどと告げたところ、乙は、C係官らの発言内容を理解した上、丙税理士に任せたいと考えている旨を述べた。そこで、C係官らは、乙に対し、乙の意思で調査に協力せず帳簿書類等を提示しないと考えるよいかを尋ねたところ、乙は、そのように理解してよい旨を回答した。

そのため、C係官らは、乙に対し、税務署側で調査を進め、結果を後日知らせることになる旨を伝え、乙においてこれを承知したため、同日午後2時10分ころ、原告の自宅を辞去した。しかし、その後、原告、乙及び丙税理士のいずれからも連絡がなかった。

2 争点(1) (本件青色申告承認取消処分の適法性) について

- (1) 青色申告制度は、適式に帳簿書類を備え付けてこれに取引を忠実に記載し、かつ、これを保存する納税者に対して青色申告書による申告を承認し、青色申告書を提出した納税者に対しては、推計課税を認めないなどの納税手続上及び所得計算上の特典を与えることにより、申告納税制度の下において帳簿書類基礎とした正確な申告を奨励しようとするものであって、所得税法は、青色申告の承認を受けた者は、財務省令（同法施行規則56条から64条まで）所定の帳簿書類を備え付けて、これに取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならないこととした上で（同法148条1項）、税務職員が、所得税の調査のため必要があるときは、納税義務者の帳簿書類を検査することができ（同法234条）、税務署長も、青色申告の承認を行うに当たって、青色申告の承認を申請した者の帳簿書類の備付け、記録及び保存が財務省令で定めるところに従って行われていることを確認し（同法145条）、青色申告の承認を受けている者に対しても、必要があると認めるときは、帳簿書類について必要な指示をすること

ができるものとし（148条2項）、税務署長は、帳簿書類等の備付け、記録又は保存が上記財務省令で定めるところによって行われていない場合には、青色申告の承認を取り消すことができるものとしている（同法150条1項1号）。このような青色申告制度の趣旨及び所得税法の各規定からすると、同法148条1項は、青色申告の承認を受けた者に対し、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、青色申告の承認を受けた者が税務職員の検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合には、同法148条1項の規定に違反し、同法150条1項1号に該当するというべきである。

- (2) これを本件についてみるに、乙は、平成15年ころから原告の営む不動産賃付業に関する事務の引継ぎを始め、同16年2月29日に原告が脳梗塞を発症して以降は、本件各賃貸物件、その賃料等の入出金及び原告名義の預貯金口座の管理を行うようになり、原告の所得税の申告に関して必要な原告名義の預貯金口座の通帳の写し等を、原告の青色申告決算書や確定申告書の作成を行っていた丙税理士に手渡すなどしていたこと（前記1(33)、乙19）、乙は、原告の税務調査の全般を通じて、B係官ら又はC係官らと応対し、同18年8月11日には、自らが原告に代わって原告の税務調査を受けることを了承したほか（前記1(23)）、同年12月14日には、C係官から、帳簿書類等が提示されない場合には青色申告の承認取消しがあり得ることや調査によって税額が増加した場合の税負担は原告が負うことになるなどと告げられた上、乙の意思で調査に協力せず帳簿書類等を提示しないと考えるよいかと尋ねられたのに対し、そのように理解してよい旨を回答していること（前記1(44)）、原告も、B係官に対し、自分の税務等は乙に任せている旨を述べ（前記1(2)）、丁も、B係官に対し、原告に関する税務等は乙が行っているの乙に聞いてほしい旨を述べていること（前記1(9)）などからすれば、乙は、原告の代理人として、原告に代わって原告の財産管理や税務処理を行っていたと認めるのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない。

そして、前記1の各認定事実によれば、B係官ら又はC係官らが、原告の申告に係る所得金額が適正なものか否か、及び原告が消費税等の課税事業者にあつたか否かを確認する必要があつたため、本件各係争年分の原告の所得税の申告に係る帳簿書類等を調査することとし、平成18年4月7日から同年12月14日までの約9箇月間にわたり、原告及び原告の代理人である乙に対して、何度も電話をしたり原告の自宅を訪れたりして、原告に関する税務調査に協力し帳簿書類等を提示するよう要請したが、乙は、税務職員による調査に税理士の立会いを必要とする法令上の根拠はないのに、丙税理士の立会いに固執し、丙税理士と連絡が取れないなどとして税務調査に協力せず、さらに、丁の入院を理由に税務調査に応ずることは難しいとした乙に対して、調査担当者らが、乙の状況に配慮し、半日でもよいので調査日程を調整してほしいと依頼したにもかかわらず、乙は、一方的に税務調査への協力及び帳簿書類等の提示を拒否したことが認められる。これらの事実によれば、乙は、正当な理由なく、B係官ら及びC係官らの税務調査を拒否したというべきであり、他に乙が調査担当者らの税務調査を拒否することに正当な理由があつたことを認めるに足りる証拠はない。他方、B係官ら及びC係官らの原告に関する税務調査が違法であつたことをうかがわせる事情は見当たらない。

(3) 以上のことからすれば、原告は、調査担当者らによる調査に当たって適時に帳簿書類等を提示することが可能なように態勢を整えてこれを保存することをしていなかったというべきであり、原告には所得税法150条1項1号の取消事由に該当する事由が存在したものであることができる。よって、本件青色申告承認取消処分は適法であるというべきである。

3 争点(2) (本件賃貸料収入が原告に帰属するか) について

(1) 原告は、本件賃貸料収入は関連法人の所得として申告されており、これを原告に帰属するとして課税することは二重課税になるなどとして、本件賃貸料収入は原告に帰属するものではないと主張する。

しかし、本件各賃貸物件は、原告が所有するもの又は原告が乙との共有するものであること(乙27、弁論の全趣旨)、本件各賃貸物件の賃貸借契約においては、本件各賃貸物件の賃料の振込先は原告名義の口座と指定され、現に同口座に振り込まれていたこと(乙19、28)、原告が本件賃貸料収入の帰属先の一つとして主張する有限会社Aは、本店の所在地を原告の住所地と同一地とし、原告及び原告の長男である乙が発行済株式の総数を保有する同族会社であって、原告が代表取締役となり、乙が取締役となっている会社であること(前提事実)、原告は本件訴訟において本件賃貸料収入が関連法人の所得として申告されているとしてこれが関連法人に帰属する旨を主張しながら、同主張を裏付ける資料を何ら提出しないことからすれば、本件賃貸料収入は、原告に帰属するものと推認するのが相当である。

(2) また、原告は、本件所得税更正処分のうち平成15年分に係る処分について、本件賃貸料収入を原告の不動産所得に係る収入としながら同年に原告が株式会社Aから得た給与に課税することは二重課税になると主張するが、本件賃貸料収入に係る不動産所得と原告の給与所得とは所得の発生原因を異にする別個のものであるから、本件賃貸料収入を課税の対象としながら原告が株式会社Aから得た給与に課税することが二重課税になるということとはできない。

(3) 以上によれば、本件賃貸料収入は原告に帰属するものと認められる。

4 争点(2) (推計課税の必要性) について

前記2(2)で説示したとおり、原告の代理人である乙は、正当な理由なく税務調査に協力せず帳簿書類等の提示を拒否したのであって、このような状況では、川越税務署長において、原告の本件各係争年分の不動産所得の金額を実額で把握することは不可能であるから、本件においては、推計課税の必要性が認められることは明らかであって、これに反する原告の主張は採用することができない。

5 争点(3) (推計課税の合理性) について

(1) 本件で被告が行った推計の方法は、前記第2の1(6)アのとおりであるところ、前記3で判示したとおり、本件賃貸料収入は原告に帰属し、証拠(乙34)及び弁論の全趣旨によれば、本件各係争年分の本件賃貸料収入の金額は、別表5の本件各係争年分の「計」欄記載の各金額であること、被告が前記第2の1(6)ア(エ)記載の方法で比準同業者を選定したこと、本件各係争年分の比準同業者のそれぞれの収入金額、所得金額及び所得率並びに平均所得率が別表2から4までの各表記載のとおりであることが認められる。

(2) 上記(1)の事実によれば、川越税務署長による比準同業者の選定基準は、業種の同一性、場所の近接性、規模の近似性などにより同業者の類似性が確保されており、また、比準同業者は、いずれも青色申告者であり、経営状態が異常であると認められる者や更正等に対して不服申立て等をしている者が除外されているから、その収入金額及び必要経費の算出根拠となる資料の

正確性も十分に担保されている。さらに、本件各係争年分の比準同業者の各件数は、別表2から4までの各表記載のとおり、平成15年分が37件、同16年分が35件、同17年分が46件であって、これらの件数は、各年分の平均値を求めることによって各比準同業者間に通常存在する程度の営業条件等の個別性を捨象し、平均化するに足りる程度の合理的な件数であるといえる。また、川越税務署長は、関東信越国税局長の指示に基づき、本件抽出基準のすべてに該当する者全部を機械的に抽出したことが認められるから（第2の1(6)ア(エ)、乙34）、その抽出過程も、川越税務署の恣意が介在する余地のない合理的な方法が採られているといえる。

この点、原告は、本件抽出条件の定める年間収入金額の範囲が4倍以上の幅があることから、本件抽出条件により比準同業者を抽出して行われた推計は合理性を欠く旨主張するが、本件抽出条件は、年間の収入金額の範囲を原告の収入金額の2分の1以上2倍以内の範囲としたものであり、収入金額が上記のような範囲内にある同業者であれば、事業規模において類似性を有するものといえるから、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、抽出された比準同業者の所得率に相当の幅があるとして推計の方法が合理性を欠くと主張する。確かに、抽出された比準同業者の所得率には、平成15年では0.45%から68.75%までの、同16年では11.75%から67.66%までの、平成17年分では-11.56%から63.75%までの幅がそれぞれ存在するが、被告の採用するいわゆる比率法による推計の方法では、その性質上、同業者に通常存在する程度の営業条件等の差異は、その計算の過程において捨象されるものと考えられるのであって、上記のような所得率の開差が上記の推計自体を不合理ならしめる程度に顕著な差異であることを認めるに足りる証拠はない。

さらに、原告は、比準同業者の抽出に恣意が介在する余地があると主張するが、本件全証拠によっても、比準同業者の抽出に課税庁の恣意が介在したことをうかがわせる事情は見当たらない。

(3) 以上のことからすれば、川越税務署長が本件賃貸料収入に本件各係争年分の比準同業者の平均所得率を乗じて原告の不動産所得の金額を推計する方法は合理的なものというべきである。

6 争点(5) (原告が消費税等の納税義務を負うか) について

本件消費税等決定処分は、本件各係争課税期間における本件各賃貸物件の貸付けを課税対象とし、同期間における本件賃貸料収入を課税標準とするものであるところ、前記3で述べたところによれば、原告が本件各賃貸物件の貸付けに係る対価である本件賃貸料収入を享受する者といえることができるから、本件各賃貸物件の貸付けに係る消費税等については、原告が納税する義務を負うというべきである（消費税法13条、地方税法72条の79）。

そして、証拠（乙29、32、33）及び弁論の全趣旨によれば、平成15年課税期間に係る基準期間である平成13年課税期間の原告の課税売上高は3283万4650円であること、平成16年課税期間に係る基準期間である平成14年課税期間の原告の課税売上高は3537万3487円であること及び平成17年課税期間に係る基準期間である平成15年課税期間の原告の課税売上高は3475万8130円であることが認められるから、原告は、消費税法9条1項（ただし、平成15年課税期間及び平成16年課税期間については平成15年法律8号による改正前のもの）により消費税等の納税義務が免除される者には該当せず、本件各係争課税期間に

おける本件各賃貸物件の貸付けに係る消費税等の納税義務を負うというべきである。

7 争点(6) (課税仕入れに係る消費税額の控除の要否 [消費税法30条7項の適用の有無]) について

(1) 申告納税制度の下においては、納税義務者のする申告が事実に基づいて適正に行われることが肝要であり、必要に応じて税務署長等がこの点を確認することができなければならない。そこで、消費税法58条は、事業者に、帳簿を備え付けてこれにその行った資産の譲渡等に関する事項を記録した上、当該帳簿を保存することを義務付け、同法62条は、税務職員が、必要があるときは、事業者の帳簿書類を検査して申告が適正に行われたかどうかを調査することができるものとしている。そうすると、同法が事業者に対して上記のとおり帳簿の備付け、記録及び保存を義務付けているのは、その帳簿が税務職員による検査の対象となり得ることを前提にしていることは明らかであって、同法30条7項も、当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等が税務職員による検査の対象となり得ることを前提とし、事業者が、国内において行った課税仕入れに関し、同法30条8項1号所定の事項が記載されている帳簿を保存している場合及び同条9項1号所定の書類で同号所定の事項が記載されている請求書等を保存している場合において、税務職員がそれらを検査することにより課税仕入れの事実を調査することが可能であるときに限り、同条1項を適用することができることを明らかにするものと解される。このような同条7項の趣旨及び内容に照らすと、事業者が、同法施行令50条1項の定めるとおり、同法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、税務職員による検査に当たって適時にこれらを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たり、事業者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを証明しない限り(同項ただし書)、同条1項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、適用されないものというべきである。

(2) これを本件についてみると、前記2(2)で述べたとおり、原告の代理人である乙は、正当な理由なく帳簿書類等の提示を拒否したと認められるから、原告において、税務職員による帳簿書類等の検査に当たり、適時に提示することが可能なように態勢を整えてこれらを保存していたということはできず、消費税法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない」場合に当たり、本件各係争課税期間においては、原告に対し課税仕入れに係る消費税額控除の適用はないというべきである。

8 本件所得税更正処分の適法性

前記5(1)で述べたとおり、本件各係争年分の本件賃貸料収入の金額は、平成15年分は8983万4131円、同16年分は8606万7134円、同17年分は8017万2000円であると認められるところ、前記3のとおり、上記各収入はいずれも原告に帰属するというべきであり、前記4及び5のとおり、本件所得税更正処分において川越税務署長の行った不動産所得の金額の推計については、その必要性及び合理性が認められる。そして、弁論の全趣旨によれば、本件所得税更正処分は、上記の点を除く部分についても、いずれも適法なものと認められるから、原告が納付すべき所得税額は、前記第2の1(6)アのとおり、平成15年分については720万8500円、同16年分については752万7400円、同17年分については669万2800円であると認められ、いずれの金額も本件所得税更正処分における本件各係争年分の納付すべ

き税額を上回るから、本件所得税更正処分はいずれも適法であるというべきである。

9 本件所得税賦課決定処分の適法性について

前記8に述べたとおり、本件所得税更正処分は適法であるところ、原告は、本件各係争年分の所得税を過少に申告していたものであり、過少に申告していたことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由は認められないから、前記第2の1(6)イのとおり行われた本件所得税賦課決定処分は適法である。

10 本件消費税等決定処分の適法性

証拠(乙29から31)によれば、本件各係争課税期間における本件賃貸料収入の金額は、平成15年課税期間においては3475万8130円、平成16年課税期間においては3517万4660円、平成17年課税期間においては3231万6970円であると認められるところ、前記6及び7のとおり、原告は本件各係争課税期間における本件各賃貸物件の貸付けに係る消費税等の納税義務を負い、課税仕入れに係る消費税額控除の適用はないというべきであって、弁論の全趣旨によれば、本件消費税等決定処分は、上記の点を除く部分についても、いずれも適法なものと認められるから、原告が納付すべき消費税等の額は、前記第2の1(6)ウのとおり、平成15年課税期間については合計165万5000円(消費税額132万4000円、地方消費税額33万1000円)、平成16年課税期間については合計167万4800円(消費税額133万9900円、地方消費税額33万4900円)、平成17年課税期間については合計153万8800円(消費税額123万1100円、地方消費税額30万7700円)であると認められ、いずれの金額も本件消費税等決定処分の本件各係争課税期間について納付すべき消費税等の税額を上回るから、本件消費税等決定処分はいずれも適法であるというべきである。

11 本件消費税等賦課決定処分の適法性

前記10に述べたとおり、本件消費税等決定処分は適法であるところ、原告が本件各係争課税期間の消費税等の申告をしていなかったことについて国税通則法66条1項に規定する正当な理由は認められないから、前記第2の1(6)エのとおり行われた本件消費税等賦課決定処分も適法である。

12 結論

以上によれば、原告の本件各請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 品田 幸男

裁判官 角谷 昌毅

課税の経緯（所得税）

(単位：円)

区分	年月日	総所得金額	内訳				分離課税長期譲渡所得の金額	納付すべき税額	過少申告加算税額	
			事業所得の金額	不動産所得の金額	給与所得の金額	雑所得の金額				
平成15年分	確定申告	平成16年3月11日	1,429,055	0	1,079,055	350,000	0	0	—	
	更正処分及び賦課決定処分	平成19年2月16日	27,675,212	0	27,325,212	350,000	0	6,646,100	971,000	
	異議申立	平成19年4月17日	1,429,055	0	1,079,055	350,000	0	0	0	
	異議決定	平成19年7月9日	(棄却)							
	審査請求	平成19年8月6日	1,429,055	0	1,079,055	350,000	0	0	0	
	審査裁決	平成20年7月30日	(棄却)							
平成16年分	確定申告	平成17年3月14日	236,248	360,000	△1,497,468	0	1,373,716	1,195,625	△158,260	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成19年2月16日	28,234,725	360,000	26,544,438	0	1,330,287	1,195,625	7,190,300	1,076,000
	異議申立	平成19年4月17日	236,248	360,000	△1,497,468	0	1,373,716	1,195,625	△158,260	0
	異議決定	平成19年7月9日	(棄却)							
	審査請求	平成19年8月6日	236,248	360,000	△1,497,468	0	1,373,716	1,195,625	△158,260	0
	審査裁決	平成20年7月30日	(棄却)							
平成17年分	確定申告	平成18年3月2日	308,669	226,580	△1,490,959	0	1,573,048	0	△158,260	—
	更正処分及び賦課決定処分	平成19年2月16日	25,324,325	226,580	23,524,697	0	1,573,048	0	6,103,400	914,000
	異議申立	平成19年4月17日	308,669	226,580	△1,490,959	0	1,573,048	0	△158,260	0
	異議決定	平成19年7月9日	(棄却)							
	審査請求	平成19年8月6日	308,669	226,580	△1,490,959	0	1,573,048	0	△158,260	0
	審査裁決	平成20年7月30日	(棄却)							

- 「不動産所得の金額」欄の△印は、損失金額を示す。
- 「納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税の経緯（消費税等）

（単位：円）

区分	年月日	課税標準額	仕入税額控除の額	納付すべき消費税額	納付すべき 地方消費税額	無申告加算税額	
平成 15年 課税期間	確定申告						
	決定処分及び 賦課決定処分	平成19年2月16日	32,179,000	0	1,287,100	321,700	240,000
	異議申立	平成19年4月17日	—	—	0	0	0
	異議決定	平成19年7月9日	(棄却)				
	審査請求	平成19年8月6日	—	—	0	0	0
	審査裁決	平成20年7月30日	(棄却)				
平成 16年 課税期間	確定申告						
	決定処分及び 賦課決定処分	平成19年2月16日	31,839,000	0	1,273,500	318,300	238,500
	異議申立	平成19年4月17日	—	—	0	0	0
	異議決定	平成19年7月9日	(棄却)				
	審査請求	平成19年8月6日	—	—	0	0	0
	審査裁決	平成20年7月30日	(棄却)				
平成 17年 課税期間	確定申告						
	決定処分及び 賦課決定処分	平成19年2月16日	29,423,000	0	1,176,900	294,200	220,500
	異議申立	平成19年4月17日	—	—	0	0	0
	異議決定	平成19年7月9日	(棄却)				
	審査請求	平成19年8月6日	—	—	0	0	0
	審査裁決	平成20年7月30日	(棄却)				

建物貸付業の類似同業者（平成15年分）

類似同業者	①収入金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	129,710,950	30,210,936	23.29
2	122,873,362	31,061,396	25.27
3	110,909,513	46,145,955	41.60
4	98,640,000	28,916,719	29.31
5	92,988,000	23,220,429	24.97
6	92,002,247	22,602,932	24.56
7	88,324,781	34,671,030	39.25
8	84,900,700	13,572,474	15.98
9	80,851,946	14,238,681	17.61
10	71,382,382	17,488,608	24.49
11	68,958,420	33,651,728	48.80
12	64,669,658	21,238,405	32.84
13	64,223,547	24,776,387	38.57
14	61,746,070	24,193,991	39.18
15	58,850,203	21,940,769	37.28
16	57,754,623	24,914,458	43.13
17	56,320,809	15,813,661	28.07
18	55,956,860	15,671,336	28.00
19	54,328,858	15,595,448	28.70
20	52,843,550	36,332,101	68.75
21	52,840,957	8,849,977	16.74
22	52,736,480	23,197,902	43.98
23	51,890,597	14,707,760	28.34
24	51,775,146	14,339,711	27.69
25	51,547,652	234,994	0.45
26	51,379,482	21,661,578	42.15
27	50,271,314	22,645,844	45.04
28	49,991,482	5,271,592	10.54
29	49,940,730	11,498,165	23.02
30	49,893,239	11,581,503	23.21
31	49,187,100	11,068,690	22.50
32	49,093,277	15,085,711	30.72
33	47,696,945	32,003,046	67.09
34	47,257,349	10,511,001	22.24
35	46,419,900	24,226,829	52.19
36	46,079,572	21,556,505	49.78
37	45,124,418	11,624,437	25.76
合計			1,188.09
平均			32.11%

建物貸付業の類似同業者（平成16年分）

類似同業者	①収入金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	129,194,833	33,908,019	26.24
2	120,676,176	24,669,097	20.44
3	104,003,186	26,060,456	25.05
4	99,060,000	26,266,585	26.51
5	94,243,547	23,346,741	24.77
6	93,728,663	39,257,241	41.88
7	92,988,000	28,664,677	30.82
8	70,306,402	28,559,711	40.62
9	69,751,884	33,726,697	48.35
10	63,168,161	25,029,573	39.62
11	63,113,586	14,135,478	22.39
12	60,550,996	19,650,746	32.45
13	57,518,891	25,850,565	44.94
14	56,200,000	23,597,810	41.98
15	55,341,013	13,960,550	25.22
16	55,098,498	16,827,141	30.54
17	54,141,367	15,451,871	28.53
18	53,469,811	10,434,646	19.51
19	52,901,708	7,801,360	14.74
20	51,875,618	12,635,277	24.35
21	51,409,329	14,066,998	27.36
22	50,758,368	20,519,661	40.42
23	50,622,087	21,067,957	41.61
24	49,327,097	13,309,006	26.98
25	48,549,824	14,566,587	30.00
26	48,412,016	8,819,916	18.21
27	46,980,017	11,995,013	25.53
28	46,478,078	-5,457,781	-11.75
29	46,428,200	21,178,739	45.61
30	46,343,008	16,031,349	34.59
31	45,918,900	18,690,505	40.70
32	44,120,344	10,572,207	23.96
33	43,816,440	29,646,991	67.66
34	43,570,909	14,925,576	34.25
35	43,168,747	26,990,463	62.52
合計			1,116.60
平均			31.90%

建物貸付業の類似同業者（平成17年分）

類似同業者	①収入金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	135,050,673	38,596,012	28.57
2	115,445,778	19,764,387	17.12
3	104,625,526	26,476,247	25.30
4	99,240,446	31,183,596	31.42
5	94,502,200	31,001,147	32.80
6	92,719,792	16,116,079	17.38
7	91,933,080	35,537,525	38.65
8	78,053,185	21,100,877	27.03
9	70,275,499	22,793,951	32.43
10	70,223,751	33,750,683	48.06
11	67,305,228	9,938,237	14.76
12	61,844,087	22,292,272	36.04
13	61,660,000	22,112,588	35.86
14	55,766,227	22,530,833	40.40
15	56,100,417	15,182,380	27.55
16	54,441,619	14,108,110	25.91
17	53,280,960	16,875,083	31.67
18	53,201,326	10,969,266	20.61
19	52,927,480	13,926,788	26.31
20	51,778,719	13,082,405	25.26
21	51,063,927	21,974,845	43.03
22	50,940,447	19,874,950	39.01
23	50,117,415	23,277,967	46.44
24	50,005,610	13,378,958	26.75
25	48,473,540	12,948,856	26.71
26	48,134,180	12,186,371	25.31
27	47,855,245	-5,542,642	-11.59
28	46,131,570	22,064,911	47.83
29	45,670,001	36,470	0.07
30	45,625,187	4,958,294	10.86
31	44,865,479	6,462,279	14.40
32	44,617,128	17,292,714	38.75
33	44,443,145	15,722,538	35.37
34	43,691,571	18,611,582	42.59
35	43,270,113	18,392,685	42.50
36	42,855,770	21,171,026	49.40
37	42,743,166	24,015,256	56.18
38	42,474,711	17,030,793	40.09
39	42,398,728	7,104,321	16.75
40	42,245,466	7,614,960	18.02
41	41,968,944	16,503,846	39.32
42	41,580,000	17,861,589	42.95
43	41,269,737	17,192,511	41.65
44	40,938,735	26,100,261	63.75
45	40,862,402	12,869,526	31.49
46	40,629,462	12,402,162	30.52
合計			1,441.28
平均			31.33%

収入金額一覧表

(単位：円)

順号	本件各賃貸物件	平成15年分	平成16年分	平成17年分
1	E	14,678,851	12,656,584	10,762,220
2	F A館	15,297,000	16,546,360	15,270,000
3	F B館	8,158,750	6,759,840	6,183,620
4	G	33,916,710	32,672,330	30,039,430
5	H	1,890,000	1,890,000	1,890,000
6	I	8,266,090	7,774,760	8,172,660
7	A貸家	1,440,000	1,440,000	1,440,000
8	J駐車場	1,159,200	1,481,220	1,418,400
9	K駐車場	1,244,600	1,312,160	1,286,500
10	L駐車場	3,782,930	3,533,880	3,709,170
	計	89,834,131	86,067,134	80,172,000

物件目録

順号	所在又は 家屋番号	地目又は 種類	地積又は 床面積(m ²)	所有者及び持分	住居表示等	略称
1	川越市	宅地	284.00	甲(1/1)	川越市	E
2	川越市	宅地	141.13	甲(1/1)		
3	川越市	共同住宅 店舗	812.20	甲(1/1)		
4	富士見市	宅地	367.00	甲(1/1)	富士見市	F A館
5	富士見市	共同住宅 事務所店舗	726.73	甲(1/1)		
6	川越市	宅地	200.01	甲(1/1)	川越市	F B館
7	川越市	共同住宅	193.76	甲(1/1)		
8	川越市	宅地	135.05	甲(1/1)	川越市	
9	川越市	共同住宅	129.18	甲(1/1)		
10	富士見市	宅地	879.16	甲(1/1)		
11	富士見市	共同住宅 店舗事務所	1,681.82	甲(1/1)		
12	富士見市	山林	109.00	甲(1/1)	富士見市	H
13	富士見市	店舗事務所	79.48	甲(1/1)		
14	富士見市	宅地	496.19	甲(1/1)	富士見市	I
15	富士見市	共同住宅	226.06	甲(1/1)		
16	富士見市	宅地	132.32	甲(4/5) 乙(1/5)	富士見市	A貸家
17	富士見市	宅地	89.25	甲(4/5) 乙(1/5)		
18	富士見市	居宅	96.87	甲(4/5) 乙(1/5)		
19	富士見市	畑	306.00	甲(1/1)	富士見市	L駐車場
20	富士見市	宅地	206.80	甲(1/1)		
21	富士見市	畑	148.00	甲(1/1)		
22	富士見市	山林	109.00	甲(1/1)		
23	富士見市	畑	792.00	甲(1/1)		
24	富士見市	宅地	496.19	甲(1/1)	富士見市	K駐車場
25	富士見市	宅地	9.58	甲(1/1)		
26	富士見市	宅地	101.52	甲(1/1)	富士見市	J駐車場
27	富士見市	畑	106.00	甲(1/1)		
28	E、F A館、F B館、G、H、I、A貸家、L駐車場、K駐車場及びJ駐車場					本件各賃貸物件